

ID: 227

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	施設使用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例 第11条		
例 規 番 号	昭和51年条例第30号		
【根拠条文】 (施設使用料等の免除) 第11条 市長は、第5条に規定する使用者に対して公益上特に必要があると認める場合は、施設使用料等の一部又は全部を免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (施設使用料等の免除) 第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第9条第2項に定める施設使用料及び条例第9条の2第2項の規定による附属設備等使用料の全額を免除する。 (1) 福祉対象団体が使用するとき。 (2) その他市長が特に必要と認めるとき。 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、施設使用料の30パーセントの額を免除する。 (1) 芦屋市が主催又は共催する行事に使用するとき。 (2) 市内に所在する国及び他の地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 3 施設使用料又は附属設備等使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日